



# トクちゃん新聞

## 11月号

平成18年10月30日  
**徳野会計事務所**  
 〒577-0006  
 東大阪市楠根3-12-28  
 TEL: 06-6744-3961  
 FAX: 06-6744-3963  
 URL: <http://www.ft-tax.com/>  
 mail: [mail.info@ft-tax.com](mailto:mail.info@ft-tax.com)



今年もあと2ヶ月！良い形で締めくりたいですね。

**より一言** コマなし自転車に初めて乗った時って覚えていませんか？  
 先日の日曜、近所の公園で息子のコマなし自転車の特訓に付き合いました。幼稚園の年長さんの中で**コマなし自転車に乗れないのはかなり少数派**らしいのですが、親がちゃんと教えないので、うちの子供もその少数派に入っていたようです。「ええ加減、そろそろ教えなまじいな」というタイミングだったのですが、自転車の乗り方を教えるのって難しいもんですね。。自分が初めて自転車に乗ったときって、どうやったんやろう？って記憶をたどっても、思い出せるわけでもなく、ひたすら子供の自転車を支えて走り回るのみ。それでも一日やってますと進歩が見えてきて、最後の方は、私が手を離しても10mほどならそのまま走れるようになりました。子供も、「練習したら出来るもんだ」と自信をもったようで、「楽しくなってきた〜♪」と言うし、このタイミングで一気にマスターしなくては！と次の日曜も練習に行きました。  
 次の日曜は、「ヘタしたらまたイチからかな？」と思っていたのですが、もういきなりスイ〜っと乗りました。私が手で支えることはまったくなし。自分で何度も練習し、すぐにカーブもくるくると曲がれるようになり、ぐらぐらするのもしなくなりました。最後の方は鼻歌を歌いながらほんと、楽しそうに乗りこなしていました。子供はすごいです。子供が1人で走り回るのをベンチに座って眺めながら、**子供に自転車の乗り方を教えるのと、経験の浅いスタッフに仕事を教えるのと、どっちが難しいか？**なんてことを考えてしまいました。どっちにしる、一緒に汗をかかないといけないのかも知れませんね。

### ◆税務情報

担当: 荒田

#### 「定率減税の廃止」(平成19年分より)

みなさんはもうご存知かと思いますが、平成18年分から所得税、住民税について定率減税が半減されています。この定率減税は、もともと平成10年に小渕恵三首相が恒久減税を公約し、平成11年度税制改正で実現した制度です。それが、平成19年分からは廃止されます。具体的な税率や限度額をまとめますと、下記のとおりとなります。

		平成11年~平成17年	平成18年	平成19年
所得税	控除率	20パーセント	10パーセント	廃止(1月の源泉徴収から)
	控除限度額	25万円	12.5万円	
住民税	控除率	15パーセント	7.5パーセント	廃止(6月の徴収から)
	控除限度額	4万円	2万円	

財務省のホームページに「定率減税廃止による所得税・個人住民税の負担額の変化(夫婦2人・年額)」が記載されています(<http://www.mof.go.jp/jouhou/svuzei/zeisei06/html/contents/01/index.html>)  
 一例: 給与収入500万の場合、負担額1万7,600円の増【※前提条件がいくつかあります。】。  
 この制度の半減(平成18年)、廃止(平成19年)により、2兆7,000億(所得税の増税分)の財源確保が見込まれるそうです(年金の国庫負担分に充てられるそうです。)

### ◆年調リスト&確定申告資料保管袋のご案内

担当: 大塚

先月の新聞でご案内させていただきましたが、今月号では年末調整&確定申告を行なうにあたって、必要となる書類、資料等をリストアップした案内書、並びに毎年確定申告をされる方には『資料保管袋』を同封いたしました。  
 皆様お忙しい中、これらの資料を集めていただくのは大変ですが、早めに揃えてしまえば12月に慌てる必要がなくなります。また、経理の方の負担も軽くなりますので、是非活用して下さい。

年末調整&確定申告について  
 なにか不明点等ございましたら、  
 弊所へお気軽にお問合せ下さい！



### ◆経費削減アクションプラン

担当: 大塚

毎月必ず発生する通信費を抑える方法として、「IP電話」の利用を検討されてはいかがですか？「IP電話」とはインターネット回線を活用した電話サービスで、使い勝手は従来の一般固定電話と変わりなく、電話機本体も従来のものが使用できます。メリットは①**全国一律料金(市内、市外といった距離は関係ありません。)**②**相手先が同じプロバイダー(提携のグループ含む)のIP電話であれば、通話料金はタダ!**です。但し、デメリットとして、緊急電話(110番等)やフリーダイヤル(0120)への通話は、今のところできません。  
 詳しくは、  
 →<http://www.ntt-west.co.jp/flets/ipphone/index.html>



### ◆税務スケジュール (11月)

担当: 岡村

法人		個人		共通	
30	<18年9月決算法人>確定申告・納付	15	所得税予定納税額の減額申請(第2期分)	10	10月分 源泉所得税納付
30	<3月決算法人>中間(予定)申告・納付	30	所得税予定納付(第2期分)	10	特別徴収 10月分住民税納付
30	<3月決算法人>消費税中間申告・納付	30	個人事業税(第2期分)	30	10月分 健保・厚生年金納付

### ◆弥生(得)情報

担当: 荒田

「みなさんは、自社の業界でのポジションを知りたくないですか？」  
 弥生会計06をお使いの方(※)ですと、弥生の経営診断サービスを受けることができます。どんなサービスかといいますと、全国約80万社の中小企業財務指標データを持つGRD(中小企業信用保証リスクデータベース)を基に、弥生が経営診断報告書を無料で作成してくれるというサービスです。同業種における比率分析による格付けなどが行なえ、次の一手が見えるかも！  
 ※上記サービスをご希望の方は、弊所にご連絡下さい。(但し、この診断サービスの対象は、**法人のお客さまのみ**となります。ご了承ください。)  
 ◆弥生株式会社ホームページ～弥生の経営診断サービス → (<http://www.vavoi-kk.co.jp/vss/shindan/>)



### ◆専門家の声

#### 株式会社コンサルティングファーム 山口毅社長 様

URL: <http://www.consulting-firm.jp/>

●徳野からのコメント  
 全国に広がるネットワークにより、各地に気の合う専門家の仲間が出来ました。また、開業1年目で、書籍の監修の機会を頂戴しました。現在も、WEB上の経営相談や各種勉強会でさまざまな情報やノウハウの提供を受けており、会計事務所を運営していく上で、なくてはならない存在になっています。  
 ●徳野へのコメント  
 徳野さんとは5年前の開業当初からお付き合いさせていただいておりますが、本当にしっかりとした経営理念があったからこそ、これだけ素晴らしい事務所をつくれお客様との関係を構築できたのだと思います。それは事務所を訪問し、事務所の雰囲気、職員の方たちの対応を見るだけでよくわかります。よくCSとかホスピタリティとか言いますが、これは職員の方々が生き生きと仕事をされているかどうかでほぼ決まってしまう。徳野事務所にはまずそれがあるのです。これは体感した人でないといけませんから、ぜひ一度事務所を訪問してみたらよいでしょう。提供されるサービスの面でも普通の税理士事務所とは一味も二味も違います。通常の税理士事務所は税務申告のための後処理業務(すでに発生した数字を申告書類に反映させる)だけをおこなっている方が多いのですが、徳野事務所は「過去の数字を分析して将来の行動指針を提供する」という経営者にとっては非常にありがたいサービスを提供しているのです。経営者は数字を伸ばすことに一生懸命でなかなか数字を分析して指針を立てるということは出来ません。経営者にとって徳野さんは財務部長のような存在なんだろうなと思います。私達が主催する異業種の専門家ネットワーク「メンターネットワーク」のなかでは、「明るく素敵な浪速の好青年」。経営者に対しては「頼れる財務部長」。事務所の中では「目標と出来る専門家・経営者」。これが徳野文朗税理士の3つの素顔なのではないでしょうか。  
 担当: 徳野



※さらに、詳しい情報は、  
 当事務所HP「**専門家の声**」をご覧ください。

## 清水夫妻が 新婚旅行に行ってきました!! in Australia



### ◆税金クイズ

担当: 清水

今月は「消費税」についてのクイズです  
 Q.1 消費税は2年前の売上がいくらを超えれば課税されるでしょうか?  
 ①5,000万円 ②3,000万円 ③1,000万円  
 Q.2 消費税が課税されないものはどれでしょうか?  
 ①税理士報酬 ②居住用家屋の家賃 ③学習塾の授業料

※今月号の税務の勉強会  
 11月10日(月) 19時～21時  
 会場: 本所  
 参加費: 無料  
 申し込み: 11月9日(日)まで  
 申し込み先: 本所  
 申し込み電話: 06-6744-3961  
 申し込みメール: [mail.info@ft-tax.com](mailto:mail.info@ft-tax.com)  
 申し込みURL: <http://www.ft-tax.com/>